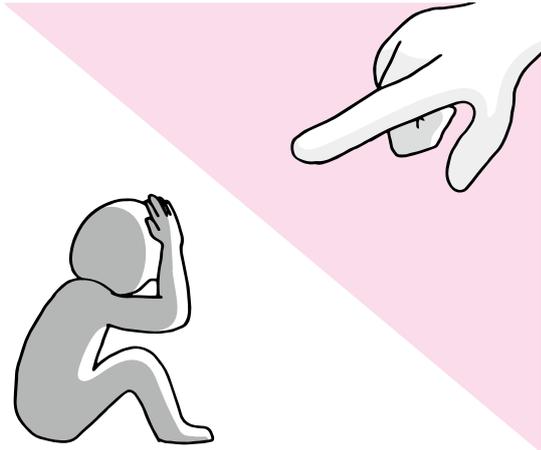




男女共同参画の視点

DV被害 あなたの周りは大丈夫？

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、配偶者や恋人などから受ける暴力や支配的な行動のことをいいます。DVは「自分さえ我慢すればいい」と理不尽な暴力に耐えてしまう被害者



が後を絶たず、外から発見されにくいいため、事態が深刻化するケースが多くあります。そして、日頃からずっとDVを受けていると、誰もが自分の身に起こっていることを正しく理解することができなくなります。

理由も分からず殴られ、けなされても「私にも悪いところがある」、包丁を突きつけられても「大したことではない」。そう自分に言い聞かせて、恐怖や痛みを耐えてしまいます。

DVは殴る・蹴る・物を投げるといった身体的暴力だけでなく、次のようなさまざまな行為が挙げられます。

- 精神的暴力…細かく監視する・無視をする・殴るふりをして脅すなど
- 経済的暴力…生活費を渡さない・家計を厳しく管理するなど
- 性的暴力…避妊に協力しない・性行為の強要など
- 子どもを巻き込んだ暴力…子どもに暴力を振るうと脅す・子どもを危険な目に遭わせるなど

DVはただのけんかでは片付けられない、とても深刻な問題で、どんな事情があったとしても許されません。一番大切なのはあなたの気持ちです。まずは何かがおかしいということに気付き、誰かに話してみるという一歩を踏み出してください。

※くわしくは市民協働課(☎20-1507)へ。



消費生活相談Q&A

インターネット回線の切り替えを促す勧誘に注意

Q 大手通信事業者を名乗る業者から「光回線をアナログ回線に戻すと月々の支払いが安くなる。初めにいくらかお金がかかるが、すぐに元が取れる」と言われました。インターネットの利用は多くないので、良い話だと思い契約しました。後日、銀行口座から約1万円が引き落とされていることに気づき、契約書類を確認したところ、初期費用の約4万円が分割払いになっていることが分かりました。また、契約した覚えがないサポートサービスなども契約したことになるため解約したいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A 電話勧誘販売なので、契約書面を受け取った日を含め8日以内ならクーリング・オフ(無条件解約)をすることができます。また、事業者から契約の重要事項に関する説明がなかったり、虚偽の説明を受けたりした場合など、電気通信サービスの保護ルールに違反があれば契約を解除できます。このような勧誘を受けた場合は、次の点に注意しましょう。なお、光回線をアナログ回線に戻す手続きは、個人でも可能です。

- 事業者名と住所、連絡先をしっかりと確認する
- 重要事項や契約書の内容を書面で受け取り、説明を受ける
- 不要な契約や納得できないことがあればきっぱり断る

電話勧誘販売や訪問販売で契約した場合には、クーリング・オフができる場合があります。不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

出産育児一時金には直接支払制度があります。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、一時金の額を上限として、国民健康保険から医療機関に直接支払われるという制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は出産後に市へ申請することになります。



す。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、以前加入していた保険から支給される場合があります。制度を利用するときには、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で保険証を提示して、直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示して、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、その後保険年金課または下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号が分かる物、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバーが分かる物

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10

令和4年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成23年度	15,350円 (330円)	11,510円 (250円)	7,680円 (170円)	3,830円 (80円)
平成24年度	15,200円 (220円)	11,400円 (170円)	7,600円 (110円)	3,800円 (60円)
平成25年度	15,180円 (140円)	11,380円 (100円)	7,590円 (70円)	3,790円 (30円)
平成26年度	15,330円 (80円)	11,500円 (60円)	7,660円 (40円)	3,830円 (20円)
平成27年度	15,650円 (60円)	11,740円 (50円)	7,820円 (30円)	3,920円 (20円)

年以内であれば免除を受けた期間の保険料を後から納めることができます(追納)。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成28年度	16,310円 (50円)	12,230円 (40円)	8,150円 (20円)	4,070円 (10円)
平成29年度	16,520円 (30円)	12,390円 (20円)	8,260円 (20円)	4,130円 (10円)
平成30年度	16,360円 (20円)	12,260円 (10円)	8,180円 (10円)	4,080円 (0円)
令和元年度	16,410円 (0円)	12,310円 (0円)	8,200円 (0円)	4,100円 (0円)
令和2年度	16,540円 (0円)	12,400円 (0円)	8,270円 (0円)	4,130円 (0円)

※くわしくは佐原年金事務所へ。